

## 労働関連法の改正について

今後施行が予定されている法改正一覧

| 施行日     | 項目                         | 概要  | 就業規則の見直し可否 |
|---------|----------------------------|---|------------|
| 2024.4  | 時間外労働の限度基準の見直し             | ・【建設業・自動車運転業務・医師等】限度基準適用除外の廃止   | ○          |
|         | 拘束時間・休憩時間の変更               | ・【トラック・バス・タクシー運転者】拘束時間・休憩時間の変更  | —          |
|         | 障害者法定雇用率の見直し               | ・障害者法定雇用率を2.5%に引き上げ   | —          |
|         | 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の改正 | ・通算契約期間・有期労働契約の更新回数について、上限を定めたり引き下げたりしようとするときの理由の事前説明   | —          |
|         | 労働契約関係の明確化<br>・無期転換ルールの見直し | ・労働条件の明示事項に、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の上限、就労場所・業務の変更の範囲を追加<br>・無期転換申込権が発生する場合、労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加 | —          |
| 2024.10 | 労働者募集時の明示事項                | ・募集時の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲、有期契約の更新基準、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の上限を追加   | —          |
|         | 裁量労働制の変更                   | ・裁量労働制の対象者の要件変更、手続き変更、報告期間変更、健康福祉確保措置導入、苦情処理措置導入等   | 導入の場合<br>○ |
| 2024.10 | 社会保険の適用拡大                  | ・社会保険加入（週20時間基準）の51人以上従業員規模への拡大   | —          |

### ▶法改正への対応を含む労務全般に関するご相談

近年の法改正への対応について相談したい、就労規則の見直しをしたい、助成金を活用してみたい等、労務に関する個別相談を希望される方は、働き方改革サポートオフィス山口の活用をお勧めします。

▶働き方改革サポートオフィス山口 [受付時間] 平日9:00~17:00 ※年末年始を除く。

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズIII Tel:0120-172-223 mail:yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

## 全国商工会会員福祉共済 大切な、商工会会員の皆様だからこそ加入できる特別な共済

下関市商工会では、割安な掛金で手厚い補償を実現する『全国商工会会員福祉共済』の普及促進を進めています。当共済は国が認めた補償制度で、商工会会員の皆様だけが加入できる特別な制度です。

### ▶福祉共済の特徴 ▶ **けが・病気の補償** **がんの補償** **生命の補償** の3本建てです!

#### けが・病気の補償

##### 24時間いつでもどこでも安心!

業務中だけでなく日常生活におけるけがや熱中症も対象です。さらには、国内だけでなく国外でのけがや熱中症も対象です。  
※熱中症特約は傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランに自動付帯

##### ちょっとしたけがでも…**通院補償も自動セット!**

通院は、全てのプランに自動付帯。3日目から100日まで補償します。

##### 充実の**入院補償も!**

入院1日あたり8,000円の手厚い補償です（傷害プラン2,000円コースの場合）。さらに、最大1,000日までの入院を補償します。  
※天災（地震・噴火・津波）事故の場合は入院1日あたり4,000円（傷害プラン2,000円コースの場合）

##### 自転車やペットなどによる**加害事故も補償!**

傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランには、個人賠償責任保険が自動付帯されています。  
※個人賠償責任保険は被共済者ならびに同居の親族や別居の未婚の子が補償の対象者となります。

##### 手軽な掛け金で**病気への備えも!**

傷害プランにご加入いただいた場合に、月掛掛金1,000円で医療特約（シニア医療特約）をセットすることができます。

#### がんの補償

##### 何度でも! **がん診断共済金100万円をお支払い!**

2回目以降のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から1年を超えていることを要します。

##### がんへの備えはもちろん、「**病気**」や「**けが**」も補償!

がん以外の病気やけがによる入院、手術等も対象です。※トータルがんのみ

##### 最長**満80歳まで**、手厚い補償が継続!

継続加入の場合、満80歳まで同じ補償が続きます。

#### 生命の補償

##### お手頃な掛金で**大きな保障!** (最高**6,000万円**)

死亡・高度障害共済金は、1,000万円（2口）から6,000万円（12口）まで500万円単位で選択できます。

##### さらに、**配当金**も受け取り可能!

但し、配当金はお約束できるものではありません。満期または共済金支払時に支払われます。

##### 保険金を有効に活用…**リビングニーズ特約が自動セット!**

被共済者の余命が6カ月以内と判断されるとき、共済金額の一部または全額をお支払いします。

### ▶ハートピア共済からの乗換えのご相談について

ハートピア共済[(一社)山口県勤労福祉共済会]は、**令和7年5月末をもって終了**となり、これに伴い法人も解散し、清算手続に入る予定となっております。また、契約の更新については、令和6年6月1日の更新が最終となります。

下関市商工会では、ハートピア共済から『**全国商工会会員福祉共済**』への**乗換え**をお勧めしています。従業員様の福利厚生の一助として、また、万一の備えとして、ぜひ、当共済制度をご検討ください。ご相談をご希望の方は商工会各支所までご連絡ください。職員またはコーディネーターによる制度説明など、ご対応させていただきます。

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625  
豊北町支所 083-782-0147  
豊田町支所 083-766-1119  
菊川町支所 083-287-0204

# 会報

下関市商工会 TEL 083-772-0625  
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第39号

発行日  
令和5年12月21日



## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| ■年末のご挨拶<br>会長 西島英敏   | 1 |
| ■会員親睦交流会の<br>ご案内     |   |
| ■税務相談会の<br>お知らせ      | 2 |
| ■山口県の最低賃金に<br>ついて    |   |
| ■電子帳簿保存法への<br>対応について | 3 |
| ■事業承継マッチング<br>支援について |   |
| ■労働関連法の<br>改正について    | 4 |
| ■全国商工会会員<br>福祉共済について |   |

インボイス発行事業者番号  
(適格請求書発行事業者番号)  
のご案内

下関市商工会の登録番号は  
以下のとおりです。

T7250005004155

# 下関市商工会 会員親睦交流会

## 令和6年 1月26日(金) 12:00~

### 豊浦町 川棚グランドホテル お多福

令和6年1月9日(火)より各支所で受け付けます。(先着200名)  
詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

## 税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。  
本年度も商工会各支所では税理士による税務相談会(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。  
ご希望の方は事前に商工会各支所までお申し込み下さい。

### ▶ 相談時にご持参いただくもの

- 前年度(令和4年)の申告書・決算書
- 下関税務署から送付された「確定申告のお知らせ」
- マイナンバーカード又は通知カード等個人番号が確認できるもの
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書(国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金)
- 減価償却資産(建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品で令和5年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの)  
⇒ 取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書(生命保険証明書〔一般生命・介護医療・個人年金〕、地震保険証明書、小規模企業共済証明書)



### ▶ 税務相談会日程(予定)

| 会場    | 月 日          | 時 間           |
|-------|--------------|---------------|
| 豊田町支所 | 令和6年2月27日(火) | 14:00 ~ 16:00 |
| 豊北町支所 | 令和6年2月28日(水) | 14:00 ~ 16:00 |
| 豊浦町支所 | 令和6年2月29日(木) | 14:00 ~ 16:00 |
| 菊川町支所 | 令和6年3月5日(金)  | 14:00 ~ 16:00 |

## 山口県の最低賃金が改定されました

### ▶ 山口県最低賃金

| 時間額( )は改定前 | 効力発生日     |
|------------|-----------|
| 928円(888円) | 令和5年10月1日 |

### ▶ 山口県特定(産業別)最低賃金

| 山口県特定最低賃金(4業種)                              | 時間額( )は改定前         | 効力発生日      |
|---|--------------------|------------|
| 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 | 1,064円<br>(1,024円) | 令和5年12月15日 |
| 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金    | 986円<br>(948円)     |            |
| 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金                           | 1,036円<br>(985円)   |            |
| 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金                           | 948円<br>(907円)     |            |

※上記、山口県特定最低賃金(4業種)において、年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外手当・休日手当に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。  
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が山口労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

### ▶ お問い合わせ先

山口労働局 労働基準部 賃金室 (TEL) 083-995-0372

## 電子帳簿保存法への対応を進めましょう! 【令和6年1月1日完全義務化】

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。  
保存区分は以下の①②③です。

### ▶ 対象者

帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者(所得税や法人税を申告すべきすべての事業者)



### ① 電子取引データの保存

取引先 ← 自社

メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

### ② 電子帳簿等保存

パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

### ③ スキャナ保存

受領 → スキャン・読み取り

受け取った書類などをスキャンして画像データ化し電子データとして保存する。

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、

令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。

メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

上記が原則的なルールとなりますが猶予措置の適用を受けられることがあります。詳しくは(右記)QRコードでご確認ください。



### 対象となるもの

自社でパソコンなどで作成した帳簿や書類

- 帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、売上帳など)
- 決算関係書類(損益計算書、貸借対照表など)
- 見積書、納品書、請求書、領収書などの控え

検索要件を満たさなくてもOK

### 対象となるもの

- 相手から受けとった書類
- 相手に交付した書類の写し(見積書、納品書、請求書、領収書など)

※タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存などの対応が必要

スキャン保存要件や入力者に関する情報の確認要件は廃止

【注意】あくまでもデータでやり取りしたものが対象であり、紙でやり取りしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

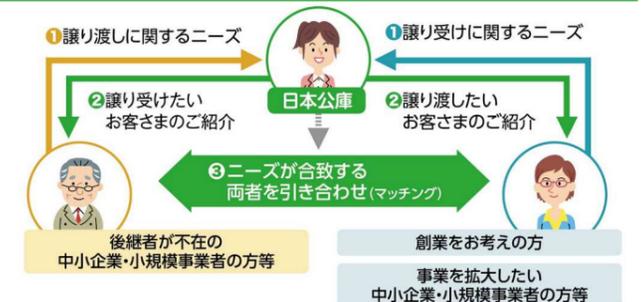
### ▶ 必要な準備をチェックしましょう!

- 現在行っている電子取引を把握 → 取引書類、授受方法、保存方法、件数など。
- 保存方法を検討、決定 → 保存要件を満たす保存方法や社内でのデータの受け渡し方法の検討、保存場所の決定など。
- 社内への通知 → 保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引データの保存ルールや具体的な対応内容について周知。

## 事業承継マッチング支援について

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。



JFC 日本政策金融公庫  
国民生活事業

下関支店(国民生活事業) [受付時間] 平日 9:00~17:00  
〒750-0016 山口県下関市細江町2-4-3 Tel:083-222-6225

日本公庫 事業承継マッチング 検索